

出勤者数の削減に関する実施状況について（2）
（5月31日～6月30日）

当社は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、お客様、お取引先、従業員、地域の皆様等の安全・安心確保を最優先とし感染防止対策を徹底しています。「緊急事態宣言」の発令および「まん延防止等重点措置」の適用を受け、国内では以下の通り目標を定め、テレワークを実施しています。

（1）テレワークの取り組み状況

算定の対象とする従業員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な社員（社員の50.4%） ・対象とする部門： 本社・支店等のオフィス部門 ※派遣社員を含む	出勤者削減率 ・緊急事態宣言及び まん延防止等重点措置 適用地域 70%超 ・上記以外の地域 50%超	出勤者削減率 69.7% （5月31日～ 6月30日）
【主たる部門における実施状況】		
テレワーク実施可能な社員（社員の41.1%） ・対象とする部門： 緊急事態宣言及び まん延防止等重点措置適用地域の 本社・支店等のオフィス部門 （本社・札幌支店・東京土木支店・ 東京建築支店・名古屋支店・大阪支店・ 中国支店 [※] ・九州支店とその管内営業所） ・対象とする職種：土木・建築・営業・事務等	70%超	71.7% （5月31日～ 6月30日）
テレワーク実施可能な社員（社員の9.3%） ・対象とする部門： 上記以外の地域の 本社・支店等のオフィス部門 （技術研究所・東北支店・北陸支店・ 四国支店とその管内営業所） ・対象とする職種：土木・建築・営業・事務等	50%超	60.8% （5月31日～ 6月30日）

※中国支店は6月20日の緊急事態宣言解除に伴いテレワーク目標を50%超に変更しました。

(2) 具体的な取組や工夫 (※2021年6月2日公表と同じ)

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫

○リモートワーク環境の整備

- ・派遣社員・海外を含む全社員のテレワーク環境の整備 (2020年5月90%、8月100%)
昨年4月時点で、電子稟議システムの定着、モバイルパソコン・タブレット端末の普及、クラウド環境(データ共有)等が整備されている状況
- ・新たに、PC遠隔操作ツール、ビジネスチャット等の導入
- ・今後は、ネットワーク環境のセキュリティ強化と利便性向上に取り組む

○オンライン会議システムの活用

- ・社内会議、社内研修を原則ウェブ開催
- ・監査、安全パトロール等のオンライン実施 (遠隔臨場)

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫

○ローテーション勤務の実施

○フレックスタイム勤務の推進 (オフィス部門は原則フレックス勤務)

○有給休暇の取得推進

- ・計画年休の計画的取得の推進
- ・半日単位・時間単位の有給休暇制度の導入
- ・年始の休日取得推進 (2021/1/4~1/11)
有給休暇5日以上取得済の社員 特別有給休暇2日付与
有給休暇4日以上取得済の社員 特別有給休暇1日付与

○日々の出勤者数管理 (出勤者が多い部署の指導、改善)